

5 建築行為等の前に必要な届出・協議書等

(1) 条例等に基づくもの

条例等の名称	届出・協議先	提出時期
札幌圏都市計画 地区計画	1-12P参照	・着手の30日前までに、届出書を提出 (都市計画法第58条の2)
札幌市福祉のまちづくり 条例	都)建築指導部建築安全推進課 (2F南東) 211-2867	・建築確認申請を行う14日前までに、協議書を提出
札幌市自転車等駐車場の 設置等に関する条例	都)建築指導部建築安全推進課 (2F南東) 211-2867	・建築確認申請を行う前に、届出書を提出
札幌市建築物における駐車 施設の附置等に関する条例		・建築確認申請を行う前に、届出書を提出 ・駐車施設の附置の特例を受ける場合は、あらかじめ 承認が必要(1-14P参照)
札幌市中高層建築物の建築 に係る紛争の予防と調整に 関する条例		・建築確認申請を行う30日前までに、建設予定地 に標識を設置 ・標識設置後、1週間以内に標識設置届を提出 ・建築確認申請を行う10日前までに、報告書を提出
札幌市緑の保全と創出に 関する条例	建)みどりの推進部 みどりの管理課 211-2522 [中)南1条東1丁目 大通 パスセンタービル1号館6F]	・風致地区内における建築物の建築その他の工作物の 建設を行おうとする場合は、あらかじめ市長の許可が 必要 ・緑の保全と創出地域において、敷地面積が1,000㎡ 以上の建築物、その他の工作物の建設を行おうとす る場合は、あらかじめ市長の許可が必要
札幌市生活環境の確保に 関する条例 【関連】 北海道公害防止条例	環)環境都市推進部環境対策課 (12F南) 211-2882	・工場等に特定施設(ばい煙発生施設・粉じん発生施設・ 汚水等排出施設及び騒音・振動発生施設・揚水施設) を設置しようとする場合又は地下掘削工事を行おうと する場合は、届出が必要
札幌市景観条例 (景観法)	政)都市計画部地域計画課 (5F北) 211-2545	・景観法及び札幌市景観条例に基づく届出が必要 な場合は、事前協議を早い時期に行うこと。
札幌市廃棄物の減量及び 処理に関する条例・同施行 規則	事業系: 環)環境事業部事業廃棄物課 (13F北) 211-2855 マンション系: 各清掃事務所 ※ 次ページ下記参照	・大規模建築物を建設しようとする場合は、あらかじめ 市長に届出が必要 ・マンション等の場合、住人が使用するごみステーションに ついて、あらかじめ市長と協議が必要 (住戸6戸以上を対象とする)

(2) 要綱・指針に基づくもの

要綱等の名称	届出・協議先	提出時期
札幌市共同住宅等における 駐車施設の設置に関する指 導要綱・同施行細目	都)建築指導部 建築安全推進課 (2F南東) 211-2867	・ 隔地駐車場については、事前に建築安全推進課と協議
札幌市ワンルーム形式集合 住宅に関する建築指導要綱 ・同施行細目		・ 建築確認申請を行う30日前までに、建設予定地 に標識を設置 ・ 標識設置後、1週間以内に建築計画協議書を提出 ・ 建築確認申請を行う10日前までに、説明会等の報 告書を提出
札幌市浄化槽指導要綱	環)環境事業部事業廃棄物課 (13F北) 211-2927	・ 建築確認申請を伴う浄化槽の設置は、申請前に事 業廃棄物課と事前協議し、申請時に「浄化槽確認申 請設計概要書」3部を提出 ・ 建築確認申請を伴わない浄化槽のみ設置の場合は、 浄化槽法第5条により「浄化槽設置届出書」3部を提出
札幌市自動車解体施設等の 設置に関する指導要綱		・ 使用済自動車(廃自動車)の解体業の許可に係る施 設を設置しようとする場合
札幌市事業系廃棄物保管 場所設置等指導要綱	環)環境事業部事業廃棄物課 (13F北) 211-2855	・ 以下に該当するものは、あらかじめ計画書の提出が必要 事業の用途に供する部分が500㎡以上 事業の用途に供し、地階を含む階数が3以上
札幌市 ごみステーションの 設置及び清潔保持等に関 する要綱	各清掃事務所 ※下記参照	・ 建築確認申請を行う前に、建築予定地を所管する清 掃事務所と事前協議をし、「共同住宅 ごみ処理及び ごみステーション設置計画書」を提出 (住戸6戸以上を対象とする)
開発行為等における污水放 流の指導要綱	環)環境都市推進部 環境対策課 (12F南) 211-2882	・ 「污水放流の協議申出書」を事前に提出
札幌市汚染土壌処理施設 設置等指導要綱		・ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設を設置しよう とする場合は、建築確認申請を行う前に事前協議が必要
札幌市ペット動物等火葬施設 設置に関する指導要綱		・ ペットの火葬施設やお焚き上げ施設を設置しようとする 場合は、建築確認申請を行う前に事前協議が必要

【各清掃事務所】

中央清掃事務所	<中央区 担当>	581-1153	南)南30条西8丁目7-1
北清掃事務所	<北区 担当>	772-5353	北) 屯田町990番地 3
東清掃事務所	<東区 担当>	781-6653	東) 丘珠町873番地1
白石清掃事務所	<白石区・厚別区 担当>	876-1753	白) 東米里2170番地 1
豊平・南清掃事務所	<豊平区・清田区・南区 担当>	583-8613	南) 真駒内602番地 30
西清掃事務所	<西区・手稲区 担当>	664-0053	西) 発寒15条14丁目 2-1

要綱等の名称	届出・協議先	提出時期
札幌市有料老人ホーム設置 運営指導指針	保)高齢保健福祉部 介護保険課 (3F北) 211-2972	・建築確認申請を行う前に、事前協議書を提出して承認を受ける。
札幌市有料老人ホーム設置 運営手続要領		
給水装置工事設計施工指針 (中高層建築物直結給水技術基準)	水)給水部給水装置課審査窓口 (水道局本庁舎2F) 211-7081 [中)大通東11丁目]	・中高層建築物で直結給水を受けようとする場合は、建築確認申請を行う前に水道局給水部給水課審査窓口と協議が必要
確認申請時における排水槽 の臭気対策指導方針	下)事業推進部排水指導課 818-3422 [豊)豊平6条3丁目]	・排水槽(汚水槽と雑排水槽に限る。)を設置する場合は建築確認申請を行う前に、建設局下水道施設部排水指導課と協議が必要
札幌市墓地等の経営の許可 等に関する条例	保)保健所生活環境課 622-5182 [中)大通西19丁目 WEST19]	・建築確認申請を行う前に、事前協議書を提出し適合通知を受ける。
札幌市旅館業施設指導要綱	保)保健所環境衛生課 622-5165 [中)大通西19丁目 WEST19]	・標識設置届の届出の日から20日間以上、計画概要を示す標識を建設予定地に設置
札幌市プール指導要領		・プールの設置者は、保健所へ届出が必要
札幌市給水設備の構造及び 維持管理等に関する指導要 綱 札幌市簡易専用水道指導要領		・飲用井戸及び受水槽の設置者は、給水設備を設置する建築物に係る建築確認を受ける前に協議が必要 ・給水設備の使用を開始したときは、30日以内に届出が必要
札幌市特定建築物衛生 指導要綱		・特定建築物の所有者は、建築確認申請を行う前に協議が必要(特定建築物とは「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」第2条及び同法施行令第1条に該当する建築物をいう。)
札幌市雨水流出抑制に関する 指導要綱	下)事業推進部下水道計画課 818-3441 [豊)豊平6条3丁目]	・3,000㎡以上の土地に施設を設置しようとする場合、あらかじめ雨水流出抑制についての協議が必要

※ 上記事前協議先の電話番号について機構改革等により変更があった場合は、ご容赦ください。